

佐賀少年刑務所 視察報告書

1. 視察の概要

令和6年12月4日13時30分から、第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会が、佐賀少年刑務所を訪問した。

2. 所長による冒頭説明

- (1) 広さ：東京ドーム1.5個分
- (2) 少年受刑者（20～26歳）は少ない。
- (3) 未成年の受刑者はいない。なお、未成年時に入所し、現在成年となっている受刑者は2名いる。
- (4) 九州管区内の初犯が集まる施設。
- (5) 特徴：総合職業訓練施設、R3（性犯罪プログラム）を行っていること。
- (6) 佐賀県内に拘置支所はない。拘置所は本施設だけ。唐津支部（裁判所）が遠く片道70分ほどかかる。週1回程度押送している。
- (7) 23歳までの若年受刑者に対しては、ノート指導など、特別の指導を行っている。
- (8) 社会復帰支援（従来の就労支援）も行っている。
- (9) 定員 既決：578人
未決：100人
- (10) 10月末時点の全国の施設の収容率の平均は48%、当施設は61%。
- (11) 未決は20名を超えて収容するようなことはない。現在、女子の未決は1名もない。
- (12) 11月1日時点の被収容者の罪名

強制性交	140名
財産犯	121名
覚醒剤等	45名
粗暴犯	43名
殺人	10名
交通犯	17名
その他	26名

(13) 11月1日時点の被収容者の刑期

1年未満	9名
2年未満	40名
3年未満	74名
4年未満	72名
5年未満	41名
6年未満	40名
7年未満	38名
8年未満	25名
9年未満	20名
10年未満	19名
10年以上	19名
無期	5名

無期受刑者がいるのは、職業訓練のため（無期でも社会に出られない訳ではないし、生きる目標が必要との説明があった。大分刑務所から移監された者が多いとのこと。）。

(14) 仮釈放率（仮釈放で出所する者の割合） 86.4%

100%にならないのは、刑期が短すぎる者がいること、受け入れが難しい者が一定数いることとの説明があった（ただし、当施設の被収容者は、親がいるなど受け入れがしっかりしている者は多いとの説明）。

(15) 就労支援

ハローワーク佐賀から週3回来所してもらっている。

R5年度の対象者は 117名

内定者は 36名

ハローワーク登録者数は 48名

(16) 職員

定員 163名

現員 161名

平均 45.3歳

10代 2名

20代 17名

30代 29名

40代 38名

50代 65名

60代 10名

(17) 作業

営繕、炊場、洗濯

墓石の製造は2年前にやめた。

(18) R2（暴力団離脱指導）は行っていない。

(19) 特徴ある指導

対人関係円滑化指導（一般改善指導としての位置づけ）。

作業中に受刑者が話し合いながら作業を進める。

(20) 職業訓練

理容では、一般人を顧客として理容のサービスをしているが拘禁区内にあるため、もっぱら職員が利用している。また月1回、特別養護老人ホームに行って社会貢献活動として理容を行っており、1回あたり7~8人程度の利用がある。

(21) 情報処理技術

合格率は60%。社会平均は50%と聞いており、高いのは自慢であるとのこと。

(22) R5年度の休養者

休養者 87名

非休養者で診察を受けた者 4157名

外部病院への移送 4名（20日）

歯科医師は2名いて、週に1回来所して診察。待ち期間は1ヵ月ほど。

(23) 懲罰

作業拒否による者が多い。

(24) 外出

R5 1件

R6 1件（ハローワークへ）

(25) 信書

受信を不許可にするのは、受刑者等からの信書であるものが多い。

(26) 電話

R5 約77件

(27) 行事

就労支援フェスタ

運動会

慰問コンサート

(28) クラブ活動

ギター

剣道（人気が高い。定員（10名）を超える希望がある。）

珠算

ブラスバンド（警察の音楽隊OBが指導してくれている。）

(29) 拘禁刑への準備

コミュニケーション能力等向上作業。

2つのグループに課題を与え、発表し合うことをする。

個人ワーク→ グループ共有 → 発表 → フィードバック → 個人ワーク（以下繰り返し）

23年7月にスタートした。

他人とのコミュニケーションがダメな人が多く、成功しなかった。そのため、まずは対人関係円滑化指導から始めることとした。

成果（効果）としては、作業拒否が減りました。受刑者のアンケートで、欠点を改善できたと述べる者もいた。職員も、集団の雰囲気がよくなつたとの印象を持っている。

(30) 被害者心情伝達制度

実績はない。

(31) 行進要領

2023年夏に廃止した。

行進の開始、終了（止まれ）は合図する。あとは普通に歩くよう指導する。メリハリがなく前の方がよいという受刑者もいたが、社会ではこんな歩き方はしないでしょ、と指導している。高齢者は楽になったと好評である。

なお、緊急時の動作の確認（指導）はしている。

また運動会では行進をさせた。来客に、美しさを採点してもらった。

3. 施設見学

(1) 木工工場

対人関係円滑化指導の実施工場である。

木箱、箪笥、木のベンチなどが主な製品。

刑務官の許可なく受刑者同士が相談することを認めている。

また社会で通用するよう 8 時間就労とさせている。

作業終了後受刑者だけでミーティングをさせている（質疑応答の冒頭において、そのビデオ映像を見ることができた。）。主体性を持たせるため、また社会で通用するようにするため、との説明。

(2) 職業訓練工場

床の間を作る実習がなされていた。

(3) 窯業

電気釜がある。むつごろうの箸置き。カップなど。

(4) 理容室

一般（職員）が理容を受ける部屋。

その隣に職業訓練の部屋。

資格を取得した先輩受刑者が資格未取得の受刑者に指導していた（専門の指導員もいる）。

(5) CAD 技術科

3D プリンターによる試作品（戦車、首里城）が展示されていた。

(6) 電気通信設備

(7) 情報処理技術。

(8) 営繕訓練

(9) 溶接

TIG 溶接の設備あり。これは刑事施設ではめずらしいとのこと。社会で有益のこと。

(10) 内装施工

工場の壁に、実習として壁紙が貼られていた。

(11) 運動場

サッカーはさせない（けが、けんかの元）。

ソフトボール大会はあり。

(12) グループワーク室

6脚の机付パイプ椅子が円形状に並べられていた。

(13) 認知症が進んだ人達の工場

共同室程度の広さの部屋に、数名が車座に座り（椅子）、しりとりをしていた（発語練習と思われる。）またしりとりの順番に、布製？のボールを受け渡していた。

隣が居室となっており、歩く距離が極端に短くなるように配慮されている。

(14) 単独室

とても少ないとのこと。

(15) 居室

テレビは、見る時間は定められているものの、チャンネルは自由とのこと。

壁にはミニ鏡あり。

カレンダーは配布され、ドアの内側に貼ってある。

2類から置き時計の購入が可能となる。

(16) 体育館

(17) R3 のプログラムを実施しているところをモニタールームから視聴できた。

受刑者 8 名

カウンセラー 1 名

教育専門官 2 名（うち 1 名は女性）

中密度のものだそうで、55 回行う。週 2 回のペースで。

モニター室は、実施例を見て研修するために設けられたとのこと。

見たのは 4 回目とのこと。

談笑している雰囲気であった。

平成 24 年から実施しているとのこと。

(18) 浴場

浴槽は 4 つ。

中央をカーテンで仕切って使うとのこと。

また、靴を脱ぐスペース（風呂場の前）に移動式の目隠しが設置されていた。

異なる工場の受刑者がすれ違うことになるため、仲の悪い受刑者が顔を合わせて、けんかになるのを防止するため。

(19) 単独運動室

中にシャワーあり。

(20) 保護室

3部屋あり。

(21) 静穏室

3部屋あり。

(22) 靈安室

(23) 未決区

浴場は3人仕様。

(24) 面会室

被収容者側の椅子は固定されていた。

(25) 特別面会室（仕切り板なし）

最近は使用した実績はないとのこと。

4. 質疑応答

(1) 映像（木工場）

刑務官の「始め」の合図

整列していた受刑者（約10～12人）が橢円形状に集まって立ったまま話し始める。

話の内容はよく聞こえないが、話し合っているのがわかる。

話し合いが終わったのか、合図がなくても、円形状を解いて整列する。

整列を確認したからか、刑務官が「終わり」の合図をする。

居室に戻り始める。

録画時間は10分程度。8分ほど飛ばして、冒頭と終わりを見させてもらった。

(2) さん付け

今は慣れてきた。違和感がなくなってきた。

(3) 対人関係円滑化指導

自主性をどうやって広げていくかが課題である。

(4) R3

役に立ったという人と、何の意味があるという人がいる。

なお、規律違反があっても、R3指導からは除外しない（メンバーを固定して信頼関係を作った中で行うことが大前提であるため）

以上